

令和2年度

尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託

仕様書

尾花沢市そば生産振興協議会

令和2年度
尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託
仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託に適用する。

(業務目的)

第2条 本協議会は、原種最上早生の種子確保とそのPRのため、そば生産者と販売店（そば店）、行政、JA等の生産から販売までを網羅する官民一体の組織として平成22年度に設立し、そば生産振興を図ってきた。

原種最上早生の種子生産は、市内農家に浸透し、そば作付面積や収穫量についても県内トップであるが、その知名度は低く原種最上早生のこだわりも消費者や世間には浸透していない状況である。県内・隣県競合との差別化を図り、「尾花沢そば」の周知・浸透を目指すため、尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組を制作・放送することを目的とする。

(業務の範囲)

第3条 本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 番組の企画からテレビジョン放送に至るまでの全て。
- (2) 放送した番組データの納品。
- (3) 放送した番組を10分以内に再編集したデータの納品

(関係法令の遵守)

第4条 本業務は、本仕様書のほか、関係法令等に基づき実施するものとする。

(疑 義)

第5条 本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または、疑義が生じた場合は、受託者（以下「乙」という。）は尾花沢市そば生産振興協議会（以下「甲」という。）と協議を実施し、その指示に従うものとする。

(貸与資料)

第6条 甲は、本業務実施にあたり関係資料等を貸与できるものとする。なお、乙は甲より貸与される関係資料は、秘密保持、保管に努め、業務完了時に返却すること。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本業務により知り得た個人情報等は、尾花沢市個人情報保護条例に基づき適切

に取り扱い、第三者に漏洩してはならない。業務終了後についても同様とする。

(損害の賠償)

第8条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対してはその責任を負い、乙の責任においてその一切の処理を行うものとする。

(検査)

第9条 乙は、全工程完了後、甲に完了通知書とともに成果品を提出し、甲の完了検査を受け、検査の合格をもって業務完了とする。なお、成果品の受け渡し後にあっても、明らかに乙の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合、乙は速やかに訂正、その他必要な措置を行うものとする。

(成果品の2次利用について)

第10条 本業務における成果品は、甲と尾花沢市がテレビジョン放送以外に動画共有サービスやソーシャル・ネットワーキングサービス及びイベント等で2次利用する。2次利用する期間は、令和4年3月31日までとし期間満了後の利用については、乙と協議する。

(履行期限)

第11条 本業務の履行期限は、令和3年3月31日までとする。

(制作途中の仕様変更について)

第12条 本業務は、当該仕様書に基づき行うが、制作途中に新型コロナウイルスの影響やその他特別な理由で仕様の変更をせざるを得なくなった場合は、乙と相談のうえ行う。

第2章 業務内容

(業務内容)

第13条 乙は、番組制作にあたり以下に留意し、企画構成すること。なお企画構成にあたり甲と乙の意思疎通を図るため、綿密に打ち合わせを重ねること。

(1) 放送日

放送日は、令和3年1月から3月までのいずれかの日とする。曜日は問わないが可能な限り視聴率の良い曜日とすること。社会情勢等により、放送時期としてふさわしくなくなった場合は、乙と相談のうえ臨機応変に対応すること。

(2) 放送時間帯

放送時間帯は、PR効果を最大限発揮するため、早朝帯及び深夜帯以外の時間帯とし可能な限り視聴率の良い時間帯とすること。

(3) 放送対象地域

宮城県

(4) 番組名

「尾花沢そば」を使用したものとする。

(5) 構成

番組時間は、30分とする。

構成の詳細については、以下の「1」と「2」に留意すること。

「1」尾花沢そばは、他産地そばと何が違うのかを明確にし差別化を図ること。特に以下について、尾花沢そば生産振興の特徴となるので網羅すること。

① 尾花沢市そば生産振興協議会での活動（生産者・販売店（そば店）・行政・JA等の官民一体となった組織での活動）

② 原種最上早生種子栽培（市営宝栄牧場での高地隔離栽培、尾花沢市そば生産振興協議会会員の共助による種子栽培）

③ 原種最上早生にこだわった作付（隔離栽培した種子を使った原種最上早生のみの作付、山形県内最大のそば作付面積と収穫量）

④ 販売店（そば店）の原種最上早生へのこだわり（尾花沢産原種最上早生そば粉の使用率100%）

「2」尾花沢市の紹介や四季折々の風景、各種イベントの映像などを構成に盛り込むこと。

(6) 音源

音源を使用する場合は、2次利用を見据え著作権等に留意すること。

(7) ナレーション

ナレーションを使用する場合は、2次利用を見据え著作権等に留意すること。

(8) 出演者

タレント等を起用する場合は、2次利用を見据え著作権等に留意すること。

(9) 尾花沢市または尾花沢市そば生産振興協議会が所有する映像について

尾花沢市または尾花沢市そば生産振興協議会が、所有する映像を使用することができる。

2 乙は、本業務を確実にかつ効率的に実施できるよう、次に掲げる事項について記載した業務企画書を作成し、甲に提出しなければならない。業務企画書には、以下を記載すること。

(1) 業務実施方針

(2) 番組の概要・構成（第13条1を網羅すること。）

(3) 制作スケジュール（取材、ロケーション、打合せ等を含む）

(4) 使用する主な文献及び図書について

(5) 実施・連絡体制

(6) その他

3 乙は、業務企画書に基づき取材・ロケーションを実施すること。取材・ロケーションについては、甲も同席することとする。取材・ロケーションに伴い連絡調整が必要な場合は、原則として乙が行うものとする。

4 乙は、取材・ロケーションと並行して編集作業を実施すること。編集に際し疑義が生じた場合は、甲と相談のうえ行う。

- 5 乙は、甲に対し試作品を上映し甲の指示のもと修正等を施すこと。テレビジョン放送実施前に放送内容について甲の了承を得ること。
- 6 乙は、テレビジョン放送を実施すること。放送対象地域、放送日時等は、業務企画書に基づき行うものとする。
- 7 乙は、テレビジョン放送後に、番組のデータ及び番組を10分以内に再編集したデータを納品する。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第 1 4 条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組 | 一式 |
| (2) 尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組 データ (全編及び再編集版) | 一式 |
| (3) その他、甲が必要と認めたもの | 一式 |